

## 行政情報番組及びコミュニティ番組制作業務内容書

### 【履行期間】

契約締結日の翌日～令和10年1月14日

※令和7年1月11日～令和10年1月14日放送分の157本（年末年始放送分の新春特別番組を含む）を制作。

### 【業務内容】

行政情報番組の企画、構成、取材・撮影、編集までの制作一切の業務。

※週1本の制作。新春特別番組は1月1日～翌金曜日まで

### 【番組内容】

行政情報番組「こちら浦安情報局」

放送：J:COMチャンネル千葉市川・浦安局地上波デジタル放送11チャンネル

月～金曜日1回（午後8時～8時30分）、土・日曜日2回（正午～午後0時30分、午後8時～8時30分）の放送枠（毎週土曜日更新）。

### 【番組制作に関する基本事項】

- (1) 市からの委託制作であることを踏まえ、制作・管理を行うこと。
- (2) 行政情報及びコミュニティ情報を正確かつ的確に伝えること。
- (3) 効率的な番組制作を行うこと。
- (4) YouTubeにアップロードできるようエンコード作業を行うこと
- (5) 制作管理費の縮減に努めること。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。

### 【番組の構成】

番組構成は、市長さんぼ（月一回、概ね5～10分）、行政情報、コミュニティ情報を組み込み、提案内容をもとに、情報を分かりやすく、動画の特性を生かし、より効果的に提供できるよう協議して決定する。ただし、「市内のイベントなど」については、ニュース性が高いので、直近のものを極力採用すること。

番組構成についてはYouTubeでの配信を前提とし、YouTubeでの視聴者獲得のための工夫を凝らし、視聴者の興味を引く内容を心がけ、飽きが来ない時代に即した番組作りを行うこと。また、必要に応じてドローンを使用し、番組内でその撮影映像を使用すること。

—参考—

- ◇市の主要政策・事業を、広報ポイントを絞り制作。知っておくべき情報を客観的に放送。
- ◇地域コミュニティの見せ方・伝え方に重点を置き、地域の活性化を促すことが期待できるコミュニティ情報を放送。
- ◇市内で開催されたイベントや事業などを取材し、番組内で放送。
- ◇現在の放送は30分で制作しているが、YouTube用の動画については効果的な時間で

提案すること。

※現在の放送内容は市ホームページからインターネット動画でご覧になれます

#### 【制作方法】

- 市、事業者双方が放送の1カ月以上前に題材について検討する
- 市、事業者、制作責任者で題材についての打ち合わせを行う
- 制作事業者は放送の半月前までに前取材を行う
- 制作事業者は放送の1カ月前ごろに企画案を作成、市に提出する
- 市が企画案承認後、収録の2週間前までに制作事業者が構成台本を作成する
- 市は収録の1週間前までに構成台本の確認をする
- 制作事業者の責任のもと取材の調整、取材、編集作業を行う
- ナレーションや出演者の音声はテロップを作成・挿入し、誰もが同じ情報を共有できるように視聴支援を意識した放送内容とする
- 試写を行う
- 本編集、マルチオーディオを経て放送用データを放送事業者に納品する
- 放送ごとにインターネット配信向けにエンコード済みのメディアを市に納品する（157枚。新春特別番組を含む）
- 月単位で編集したDVDを翌月中旬までに市に納品する（37枚）

#### 【番組の企画等】

##### （1）制作責任者の配置

制作事業者は、番組制作にあたり制作責任者を置く。制作責任者は、以下のすべての要件にあてはまる者とする。

- 市からの委託制作であることを踏まえ、的確で公正な判断ができる者
- 市を熟知し、市の魅力を発信できるよう、制作する映像の方向性を的確に把握・指示できる者
- スタッフから信頼があり、市と制作事業者、双方の調整が的確にできる者

##### （2）番組の構成

番組の構成にあたっては、本仕様を十分考慮し作成する。また、番組構成の変更については、事前に市の了解を得る。

##### （3）過去の映像の使用

制作する映像には、広聴広報課所有の過去のフィルムやテープなどから映像を使用することもあるため、対応が可能であること。

##### （4）留意点

行政情報及びコミュニティ情報を正確かつ的確に伝え、政治的、宗教的若しくは営利性の高い内容は取り扱わないこと。

##### （5）番組内容の確認

番組制作に関し制作責任者は、本仕様のとおり制作されていることを確認し、放送前に必ず市に内容の確認をすること。

##### （6）その他

制作した番組の終了部分には必ず市が制作した番組であることを画面に表示すること。

### 【本件の作業場所】

本件制作にあたっての会議、試写は原則浦安市役所庁舎で行い、編集作業ナレーション収録等の作業は、制作事業者の社屋内とする。ただし、停電や火災などの予期しない事故等によりこれを履行することが不可能となった場合は、市の了解のもと別の場所に変更することができる。

### 【番組出演等に対する謝礼】

謝礼等の扱いについては、市が制作していることを考慮し、製作費内で収めるよう工夫すること。

### 【著作権の処理】

番組制作に係る著作権使用料は、本委託契約内にて処理する。また、講演会等を収録し、講師に権利等が発生した場合においても、本契約内の謝礼により処理する。その場合の謝礼は、講師等との協議において決定する。

### 【著作権等の帰属】

作成した動画等の著作権は市に帰属する。また、本件によって作成された放送用動画や取材用動画等は、その複製を禁じる。

### 【動画等の二次利用】

放送用動画や取材用動画等の二次使用に当たっては、市が市の業務遂行のために使用することとし、他への利用は原則禁止する。

### 【成果品の納品】

放送用動画は、制作完了後、放送事業者に納品する。また、取材用動画は、制作事業者が報告書の提出と同時に市に納品する。さらに、放送ごとにインターネット配信向けにエンコード済みのメディア及び月単位で放送ごとに編集したDVDを市に納品する。

※エンコード業務についての詳細は、別途契約を締結することとする

### 【報告】

制作事業者は、月ごとに、以下の書類をもって報告する。また、必要に応じて必要書類を追加できるものとし、その場合は、双方協議のうえ決定する。

- 業務報告書
- ブッキング表

### 【その他】

記載なき事項が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。